

佐賀県告示第 64 号

佐賀県森林審議会規程（昭和 27 年佐賀県告示第 97 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月11日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 略	(目的) 第 1 条 略 <u>(委員の定数)</u> 第 1 条の 2 審議会の委員の定数は、 <u>15 人以内とする。</u>

附 則

この告示は、平成26年 4月 1 日から施行する。